

愛知県都市公園条例(昭和32年愛知県条例第22号)第8条の3第4項の規定に基づき、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間の利用について適用される愛・地球博記念公園の施設の利用料金の額を次のように承認した。

令和3年1月21日

愛知県知事 大村 秀章



施設名	区分		単位	使用料の額	承認料金	
				(単位:円)	(単位:円)	
アイススケート場 使用料	専用利用	全部利用	アマチュアスポーツのため利用する場合	平日 30分につき	14,300	14,450
				土日休日 30分につき	17,300	17,390
			その他の場合	平日 30分につき	72,700	72,810
				土日休日 30分につき	87,200	87,370
		内リンクの利用	アマチュアスポーツのため利用する場合	平日 30分につき	9,700	9,850
				土日休日 30分につき	12,000	12,050
			その他の場合	平日 30分につき	50,200	50,280
				土日休日 30分につき	60,300	60,450
		内リンクの2分の1利用	アマチュアスポーツのため利用する場合	平日 30分につき	4,800	4,920
				土日休日 30分につき	5,900	5,970
			その他の場合	平日 30分につき	25,000	25,150
				土日休日 30分につき	30,100	30,170
	外リンクの利用	アマチュアスポーツのため利用する場合	平日 30分につき	8,800	8,900	
			土日休日 30分につき	10,400	10,580	
		その他の場合	平日 30分につき	44,700	44,730	
			土日休日 30分につき	53,600	53,750	
	一般利用	中学生以下の者		1人1回につき	800	840
				1人1月につき	8,300	8,400
			回数券	1人1回につき(11回分)	800 (8,800)	8,400
		その他の者		1人1回につき	1,400	1,470
				1人1月につき	14,600	14,700
			回数券	1人1回につき(11回分)	1,400 (15,400)	14,700
	附属設備	移動スタンド		1式30分につき	3,700	3,770
		電光掲示板		1式30分につき	1,800	1,880
		照明装置		1点30分につき	300	310
		音響関係附属設備		1点30分につき	250	250
		競技用具		1式30分につき	300	310
野球場 使用料			1面2時間につき	1,600	1,680	
			1面4時間につき	3,200	3,350	
			1面8時間につき	4,900	5,030	
体育館 使用料	専用利用	全部利用	2時間につき	3,100	3,250	
			4時間につき	6,200	6,500	
			8時間につき	9,600	9,750	
		2分の1利用	2時間につき	1,900	1,990	
			4時間につき	3,800	3,970	
			8時間につき	5,900	5,960	
		6分の1利用	2時間につき	600	630	
			4時間につき	1,200	1,250	
			8時間につき	1,800	1,880	
	12分の1利用	2時間につき	300	320		
		4時間につき	600	630		
8時間につき		900	950			
一般利用			1人4時間につき	200	200	

施設名	区分		単位	使用料の額	承認料金	
				(単位:円)	(単位:円)	
多目的球技場 使用料			2時間につき	1,600	1,680	
			4時間につき	3,200	3,350	
			8時間につき	4,900	5,030	
庭球場 使用料	庭球場		1コート2時間につき	600	630	
			1コート4時間につき	1,200	1,250	
	附属照明設備		1コート8時間につき	1,800	1,880	
フットサル場 使用料	フットサル場		1コート2時間につき	600	630	
			1コート4時間につき	1,200	1,250	
	附属照明設備		1コート8時間につき	1,800	1,880	
多目的広場 使用料	多目的広場		2時間につき	1,600	1,680	
			4時間につき	3,200	3,350	
	附属照明設備		8時間につき	4,900	5,030	
サツキとメイの家 使用料	個人	中学生以下の者	1人1回につき	250	250	
		その他の者	1人1回につき	500	520	
	団体(20名以上)	中学生以下の者	1人1回につき	200	200	
		その他の者	1人1回につき	400	420	
茶室 使用料	第一広間又は第二広間		4時間につき	3,700	3,770	
			8時間につき	6,200	6,280	
	中の間又は小間		4時間につき	2,400	2,520	
			8時間につき	4,100	4,190	
体験学習室等 使用料	体験学習室一、二、三		午前	3,800	3,880	
			午後	5,100	5,240	
			夜間	5,100	5,240	
			全日	12,800	12,880	
	多目的スタジオ一、二、三、多目的室一、二、三、四		午前	3,100	3,250	
			午後	4,300	4,400	
			夜間	4,300	4,400	
			全日	10,700	10,900	
	附属設備	音響関係附属設備(マイクロホンセット)		1回1式につき	1,900	1,990
		音響関係附属設備(オーディオセット)		1回1式につき	1,000	1,050
		映像関係附属設備(ビデオプロジェクター)		1回1式につき	1,900	1,990
		映像関係附属設備(スクリーン)		1回1台につき	1,900	1,990
		映像関係附属設備(DVDプレイヤー)		1回1台につき	1,100	780
映像関係附属設備(テレビ)		1回1台につき	1,100	780		
ピアノ		午前、午後、夜間の各1回1台につき	5,100	3,640		
ドラムセット		午前、午後、夜間の各1回1式につき	1,100	780		
サイクリング用自転車使用料			1台1周につき	100	100	
駐車場 使用料	二輪自動車又は原動機付自転車		1台1回につき	200	200	
	普通自動車		1台1回につき	400	500	
	大型自動車		1台1回につき	1,600	1,680	

※ただし、回数券は11回分を1セットで購入した者に限る。





愛知県都市公園条例(昭和32年愛知県条例第22号)第8条の3第4項の規定に基づき、令和4年11月1日から令和8年3月31日までの間の利用について適用される愛・地球博記念公園の施設の利用料金の額を次のように承認した。

令和4年7月12日

愛知県知事 大村 秀章



施設名	区分			単位	使用料の額	承認料金
					(単位:円)	(単位:円)
駐車場 使用料	一般駐車	通常期	二輪自動車又は原動機付自転車	駐車場への入場の時から出場の時までに経過した時間が一時間三十分を超える利用一回、一台につき	200	200
			普通自動車		500	500
			大型自動車		1,700	1,700
		混雑期	二輪自動車又は原動機付自転車		400	400
			普通自動車		1,000	1,000
			大型自動車		3,400	3,400
	回数駐車		普通自動車	駐車場への入場の時から出場の時までに経過した時間が一時間三十分を超える利用十一回、一台につき	5,000	5,000



愛知県都市公園条例(昭和32年愛知県条例第22号)第8条の3第4項の規定に基づき、令和4年10月1日から令和8年3月31日までの間の利用について適用される愛・地球博記念公園の施設の利用料金の額を次のように承認した。

令和4年7月12日

愛知県知事 大村 秀章



施設名	区分	単位	使用料の額	承認料金	
			(単位:円)	(単位:円)	
コインロッカー 使用料	アイススケート場又は体育館に附属する コインロッカー以外のコインロッカー	小型	1箱1回につき	300	300
		中型	1箱1回につき	500	500
		大型	1箱1回につき	600	600
クローク 使用料			1個1回につき	600	600



愛知県都市公園条例(昭和32年愛知県条例第22号)第8条の3第4項の規定に基づき、令和5年8月4日から令和8年3月31日までの間の利用について適用される愛・地球博記念公園の施設の利用料金の額を次のように承認した。

令和5年7月12日

愛知県知事 大村 秀章



施設名	区分	単位	使用料の額	承認料金
			(単位:円)	(単位:円)
猫の城遊具 使用料	小学生以下の者	1人1回につき	100	100
	その他の者	1人1回につき	300	300



愛知県都市公園条例(昭和32年愛知県条例第22号)第8条の3第4項の規定に基づき、令和6年3月16日から令和8年3月31日までの間の利用について適用される愛・地球博記念公園の施設の利用料金の額を次のように承認した。

令和6年3月11日

愛知県知事 大村 秀章



施設名	区分	単位	使用料の額	承認料金
			(単位:円)	(単位:円)
魔女の谷の みえる展望台 使用料	小学生以下の者を除く	1人1回につき	150	150